

厳 重 注 意

石原孝之議員は、令和6年9月2日に開催された焼津市議会運営委員会で、自身のモンゴル視察についての委員からの質問に対し、通訳者以外は1人で行ったとの発言であったが、実際には本視察とは関係のない同伴者がおり、事実と異なる虚偽の発言を行ったものである。

また、ブレイキングダウンのオーディションに議員バッジをつけ、市議会議員を名乗り参加したことについて、市民から自己の利益のために議員の立場を利用したのではないかという疑念を持たれる行為である。

これらの行為は、議員の品位及び名誉を害し、不正の疑惑を持たれるおそれのある行為であり、焼津市議会議員政治倫理条例（以下「本条例」という。）第3条第1号に抵触するものである。

よって、本条例第12条第2項の規定により、厳重注意する。

石原議員には、今回のことを重く受け止め、反省し、改めて本条例に規定する目的及び議員の責務について熟考し、今後は疑いをもたれるような行為を正し、焼津市議会議員として市民の信頼を損なうことがないよう行動することを、焼津市議会として強く求めるものである。

令和7年3月14日

焼津市議会

焼津市議会議員 石原 孝之 殿